

看 護 課

1. 分娩を取り扱う助産所の嘱託医師及び嘱託する医療機関の確保について

①改正の概要

助産所の嘱託医師については、平成18年の「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」により、昨年4月から産科又は産婦人科の医師とすること、及び嘱託医師による対応が困難な場合のための嘱託医療機関を確保することとされ、また、既存の助産所については本年3月末までの経過措置が講じられたところである。

②嘱託医師及び嘱託する医療機関の確保のための措置について

しかしながら、分娩を取り扱う助産所の嘱託医師及び嘱託する医療機関の確保については、未だできていない助産所があることに鑑み、嘱託医師等の確保が着実に進むよう、都道府県に対して運用に際しての周知事項の徹底と協力要請のため、昨年12月5日付で医政局長通知を発出したものである。

これは、

- ・ 公立・公的医療機関及びその医師が助産所の嘱託医及び嘱託医療機関になることは差し支えないこと
- ・ 分娩を取り扱わない助産所については、「嘱託医師」及び「嘱託医療機関」を定めなくともよいこととしたこと
- ・ 「嘱託医師」については、個人名を特定せず、例えば「〇〇病院の産科医」といった定め方をしてもよいこととしたこと
- ・ 従前必要とされていた「医師の承諾書及び免許証の写し」ではなく、「助産所が嘱託医を委嘱した旨の書類」を提出すればよいこととしたこと
- ・ 当分の間、産科又は産婦人科を有する嘱託医療機関は、それぞれ別の医療機関で差し支えないこと

等の基本的な考え方を示し、嘱託医及び嘱託医療機関の確保に周知及び協力の要請をお願いしたものである。

現在、各都道府県においては、確保状況の把握に逐次ご協力いただくとともに、それぞれの都道府県内における嘱託医師等が確保できていない助産所の個別の事情にも注目し、嘱託医師等の確保が着実に進むよう、支援に取り組んでいただいているところであるが、引き続き助産所の嘱託医師や嘱託医療機関の確保の支援にご尽力いただくとともに、確保困難な事例等については、至急前広に相談されたい。

2. 助産師外来及び院内助産所の開設の推進について

①助産師外来及び院内助産所の必要性について

産科医不足への対応をはじめとする地域における周産期医療の確保の観点から、緊急時の対応ができる医療機関等において、正常経過の妊産婦のケア及び助産を助産師が自立して行う院内助産所や、外来で正常経過の妊産婦の健康診査と保健指導を助産師が自立して行う助産師外来を通して、正常分娩における助産師の活用を積極的に進めていくことが重要と考えている。

②平成20年度予算案への対応

そのため、平成20年度予算においては、地域の周産期医療の確保と妊産婦のニーズに応え、安全・安心・快適なお産の場を確保するため、産科を有する病院・診療所に対し、

- ・院内助産所や助産師外来の設置のための施設や設備の整備に対する補助
- ・院内助産所や助産師外来を開設しようとする医療機関管理者、医師や助産師等の研修に対する補助

を行うこととしたところである。この研修については、院内助産所や助産師外来の体制整備に先駆的に取り組んでいる医療機関等での研修や、そのような施設からの講師を招聘し実施するものである。

各都道府県におかれては、これらの事業を活用の上、院内助産所及び助産師外来の開設設置の積極的な推進に取り組んでいただきたい。

③院内助産所及び助産所外来に関するシンポジウム

なお、院内助産所及び助産師外来に関して、特に、その準備過程、役割分担・連携のあり方、課題と解決に向けた工夫について、先駆的実践者に報告していただき、全国的にその普及を図るためのシンポジウムを開催することとしている。各都道府県におかれては、広報誌などの掲載や各種講演などの機会において、シンポジウムの周知をお願いしたい。

テーマ：院内助産所・助産師外来を進めよう－先駆事例に学ぶ－

日時：平成20年3月20日（祝）13：30～16：30

会場：厚生労働省低層棟2階 講堂

対象：院内助産所・助産師外来に関心のある医療職・行政関係者
・マスコミの方々

定員：200名程度

費用：無料

申込：厚生労働省ホームページ参照

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/02/tp0219-2.html>

3. 行政処分を受けた保健師・助産師・看護師に対する再教育について

① 概要

- 平成18年6月に医師法、歯科医師法及び保健師助産師看護師法等の改正により、行政処分を受けたこれらの職種については再教育を受けるよう厚生労働大臣が命ずることができることとされた。医師及び歯科医師の施行は平成19年4月1日からであるが、保健師・助産師・看護師、及び薬剤師については平成20年4月1日からとなっている。
- これを踏まえ、平成19年6月に「行政処分を受けた保健師・助産師・看護師に対する再教育に関する検討会」を開催し、8月20日に報告書として再教育の実施方法の大枠についてとりまとめたところである。
- それを踏まえて、平成19年10月3日には都道府県看護行政担当者会議で再教育の検討会報告書について説明するとともに、医療関係団体等に対して個別研修の受け入れに関する協力要請を行い、再教育の実施体制の確保など来年度からの施行に向けて準備を進めているところである。
- また、平成19年度厚生労働科学研究特別研究「行政処分を受けた看護師等に対する再教育のプログラムの作成に関する研究」（主任研究者：嶋森好子慶應義塾大学教授）にて、看護師等の再教育プログラムの開発及び教材の作成に取り組んでいるところである。
- 2月中に政令を公布し、省令についてはパブリックコメントを募集中である。3月には施行通知を発出する予定である。

② 准看護師の再教育

都道府県におかれては、准看護師の再教育について必要な準備を進めるようお願いしたい。

准看護師再教育に関する主な準備事項

- ①再教育研修の内容の検討
- ②再教育研修の方法（研修形態等）の検討
- ③再教育に係る手続きの整備
 - ・手数料の制定
 - ・事務手続き

③ 看護師等に対する再教育命令の再の弁明の聴取

- 平成20年度から、行政処分対象者に厚生労働大臣が再教育受講を命ずることとなるが、被処分者にとっては新たな不利益処分となるため、処分に先だつて弁明の聴取を行う必要がある。

都道府県におかれては、行政処分対象者の意見の聴取等については、かねてより御協力いただいているところであるが、これに加えて、再教育に係る弁明の聴取も行って頂きたい、今後具体的手続きについて通知するので、御協力をお願いしたい。

4. 看護基礎教育のあり方に関する懇談会について

昨年4月にとりまとめられた「看護基礎教育の充実に関する検討会報告書」（下記参照）を踏まえ、少子・高齢化等我が国の社会構造の変化や保健医療福祉制度の方向性等も十分に留意しながら、将来において求められる看護及び看護職像について議論するとともに、その際に看護職が備えるべき資質とそうした資質を備える看護職を養成する看護基礎教育の充実の方向性について、様々な分野の有識者により幅広い観点から議論を行い論点を整理することを目的とした「看護基礎教育のあり方に関する懇談会」を設置し、本年1月18日に第1回会議を開催したところである。今後は、第2回会議を3月3日（月）に行う予定であり、その後も議論を進め、本年6月を目途に論点をとりまとめることとしているところである。

また、看護基礎教育と言わば両輪の関係にある卒後研修については同報告書においても指摘されているところであり、別の検討会を設け、制度化に向けた検討を進めていくこととしている。

※参考

「看護基礎教育の充実に関する検討会報告書」（平成19年4月18日）抜粋
IV. 今後の課題

（略）

今後、看護職員の需給バランスへの影響等の課題にも配慮し、本検討会の議論を踏まえつつ、教育の方法や内容、期間について、こうした将来を見渡す観点からの望ましい教育のあり方に関する抜本的な検討を別途早急に行う必要がある。その際には、本検討会の議論では現行の教育期間では不十分であるという意見が多数であったことを尊重するとともに、教育の評価も踏まえた議論をするべきである。

なお本検討会では、特に新人看護職員の実践能力水準や離職率の問題等の解決について議論がなされたが、この点に関し、厚生労働省は委員から実効ある教育研修を行うためには、卒後の臨床研修についての検討に速やかに着手すべきであるとの意見が出されたことに留意するべきである。

5. 看護職員の確保及び資質向上対策について

(平成20年度予算案)

看護職員の確保対策として、平成20年度予算案においては、資質の向上、離職の防止・再就業の促進、養成力の確保などを行うため、84億4千3百万円を計上している。

(1) 資質の向上

ア. 新人看護師に対する医療安全推進モデル研修事業について

新人看護師の離職の防止や、医療安全の確保に向けた体制の整備を確保するため、卒業直後の新人看護師に対する臨床研修をモデル的に実施し、その結果を分析の上で効率的、効果的な研修方法を全国的に普及させるための事業を行うものである。

具体的方法としては、特定の医療機関が自ら採用した新人看護師への研修だけでなく、他の医療機関からも新人看護師を受け入れて研修を行う方法や、複数の医療機関で分担して研修を行う方法等様々な形式での研修の実施を想定しているものである。

この事業は厚生労働省と医療機関等との委託契約により実施することとしているが、各都道府県におかれては、医療機関や関係団体に対する本事業の周知や調整等について、積極的にご協力をお願いしたい。

イ. 専門分野(がん・糖尿病)における看護師の育成について

平成18年度から、臨床実践能力の高い看護師の育成・強化を図るため、がん・糖尿分野における臨床実務研修を実施しているところであり、各都道府県におかれては、質の高い看護師の育成に向け、当事業の積極的な実施をお願いしたい。

ウ. 医療型多機能サービスの展開に向けた訪問看護の充実の検討

平成17年度から、在宅療養者の多様なニーズに対応できる通所施設等に通う精神障害者や神経難病患者等への看護サービス、重度在宅療養者に対する通所サービス(介護保険対象者を除く)などといった医療型多機能サービスの展開に向けた訪問看護の充実強化のあり方について検討を行っているところである。

各都道府県におかれては、訪問看護の推進のため、当事業の積極的な実施をお願いしたい。

エ. 医療依存度の高い在宅療養者に対する訪問看護・訪問介護の一体型サービス提供モデル事業について

本事業では、医療依存度の高い在宅療養者（介護保険対象者を除く。）の多様なニーズに対応したサービス提供のあり方を検討するため、訪問看護と訪問介護を一体的に提供するサービス体制をモデル的に実施することとしているところである。この事業は厚生労働省から都道府県に対して委託をし、委託先の都道府県においては、当該委託事業の具体的な調整や検討を行うための検討会を設置するとともに事業の実施・検証をしていただくこととしている。

在宅での療養生活を支える地域ケア体制の整備を進める観点から、当事業の積極的な活用をお願いしたい。

(2) 離職の防止・再就業の支援

ア. 看護師確保のためのモデル事業

平成19年度から、看護師の確保が困難な地域・医療機関の看護師確保モデル事業として、教育研修が充実している病院で潜在看護師等に対して臨床実務研修を行うことや、病院から看護職員の確保が困難な医療機関に、指導看護師と研修看護師を派遣し、臨床実務研修を実施することにより就業の促進を図っているところである。

平成20年度においては、潜在看護師の実務経験や潜在期間により研修期間や研修内容を変えていくこととしており、従前の60日間を、各都道府県の状況に応じ20日から60日の研修期間とすることとした。各都道府県におかれては、再就業の促進等を含む看護職員の確保に向けた当事業の積極的な実施をお願いしたい。

イ. 助産師確保総合対策事業

平成18年度から、助産師の産科診療所への就業を促進するための啓発普及事業や、潜在助産師等を対象に臨床実務研修を行い、産科診療所への就業の促進を図るためのモデル事業を実施しているところである。

平成20年度においては、従前の60日の研修期間を、各都道府県の状況に応じ30日から60日の研修期間とすることとしており、

各都道府県におかれては、助産師の就業促進・確保に向け、当事業の積極的な実施をお願いしたい。

ウ. ナースセンター事業

中央ナースセンターについては、全国の看護職員の求人・求職情報を一括管理し、利用者の利便性の向上を図っているところであるが、平成19年度からは、潜在看護職員等の就業促進を図るため、看護職員が多様な勤務形態で就業している医療機関の人事、労務管理に関する事例集を作成し、他の医療機関の人事、労務担当者に対する普及研修を行う「看護職員の多様な勤務形態による就業促進事業」を確保し、潜在看護職員の再就業に向けた取り組みの充実・強化を図ることとしたところであり、平成20年度においても引き続き実施することとしている。

(3) 養成力の確保

ア. 助産師養成所開校促進事業

平成19年度より産科診療所等に働く看護師が、助産師資格を取得しやすくするため、助産師養成所（定時制）開校促進事業を実施しているところであるが、平成20年度から全日制にも対象拡大を図ることとしている。

各都道府県におかれては、助産師養成所の設置や養成力の確保に向け、当事業の積極的な実施をお願いしたい。

イ. 学生実習国民向けPRについて

看護学生の実習施設の確保や実習への患者の協力を推進するため、広く患者や家族をはじめとした国民各位が、将来の医療の現場を支える看護職員を育てていくことの重要性に関する共通認識を築いた上で、実習に協力いただけるよう、看護学生の実習についての理解及び協力を求めるための広報等を行うこととしている。

(4) 医療提供体制推進事業費補助金及び医療提供体制施設整備交付金

ア. 助産師確保地域ネットワークづくり推進事業について

助産師を活用する体制の整備を進めるため、各都道府県に、助産師の確保・養成策や医療機関等の連携体制等を協議する「助産師確保連絡協議会（仮称）」を設置する「助産師確保地域ネットワーク

づくり推進事業」を創設したところであり、助産師の確保・活用に向け、当事業の積極的な活用をお願いしたい。

イ. 病院内保育所事業について

病院内保育所運営事業については、児童数の基準を緩和（2人以上→1人以上）するとともに、24時間保育を実施していない院内保育所を設置している医療機関の医療従事者が、夜間などにおいて勤務を必要とする場合に、医療機関が予め委託契約しているサービス提供者に児童を預けた場合に加算を行うこととしているところである。

また、新たに病院内保育所を開設しようとする場合の施設整備費について、医療提供体制施設整備交付金に追加を行うこととしている。

病院内保育所事業については、看護職員や医師等の離職の防止及び再就業の支援の観点から重要な事業であり、当事業の積極的な活用をお願いしたい。

(5) 一般財源化されている事業について

看護師等修学資金貸与事業、都道府県ナースセンター事業、看護師等養成所運営事業（公立・公的立）、病院内保育所運営事業（公立・公的立）は一般財源化されているにも関わらず、厚生労働省に対して団体等から支援要望が多い事業となっている。いずれも、看護職員確保の観点から大変重要な事業となっており、各都道府県における必要な予算の確保について引き続き尽力をお願いする。

6. 看護研修研究センターの看護教員養成等について

看護研修研究センターは、看護教員養成及び看護教育に関する調査・研究を行う機関として昭和52年に設立され、看護教員養成課程並びに幹部看護教員養成課程を設置している。看護師等養成所の教員養成研修機関として中心的役割を果たすとともに、看護教育に関する研究活動を行っている。

平成19年度までの研修修了者は、累計3,810名が見込まれる。

平成20年度における各課程ごとの定員は、次のとおりである。

看護教員養成課程	120名
----------	------

うち	看護師養成所教員専攻	105名程度
	保健師養成所教員専攻（平成20年度は休講）	
	助産師養成所教員専攻	15名程度

幹部看護教員養成課程	40名
------------	-----

合 計	160名
-----	------

また、看護基礎教育における医療安全教育推進のための看護師等養成所教員に対する医療事故防止教育研修及び看護教員の資質の向上を図るための看護教員再教育講習会についても、引き続き開催する予定としているので、よろしくお願いしたい。

これら講習会の実施時期等の詳細については、追って連絡する予定であるので、ご了知願いたい。

